

相続税の電子申告が開始されました

令和元年10月1日から相続税の申告書についてe-taxによる提出（電子申告）が可能となりました。e-taxとは、一定の登録手続きをとることで各種申告書や届出書についてインターネットを通じて税務署に提出することができる制度です。相続税については、これまでは書面による提出のみが認められていましたが、電子申告の開始により相続税申告の利便性向上が期待されます。今回は相続税の電子申告について紹介をします。

1. 対象年分

相続税の電子申告の対象となるのは、令和元年分の申告(2019年1月1日以降に相続等により財産を取得した人の申告)からです。

そのため、平成30年以前の年分の申告（2018年12月31日以前に相続等により財産を取得した人の申告）については、従来通り書面による申告が必要となります。

2. 対象となる申告書

電子申告の対象となる主な申告書は以下の通りです。

- 第1表 ○第1表（続） ○第1表の付表2（還付される税額の受取場所） ○第2表（相続税の総額の計算書）
- 第4表（相続税額に加算金額の計算書） ○第4表の2（暦年課税分の贈与税額控除額の計算書）
- 第5表（配偶者の税額軽減減額の計算書） ○第6表（未成年者控除額・障害者控除額の計算書）
- 第7表（相次相続控除額の計算書） ○第8表（外国税額控除額・農地等納税猶予額の計算書）
- 第9表（生命保険金などの明細書） ○第10表（退職手当金などの明細書）
- 第11表（相続税がかかる財産の明細書） ○第11の2表（相続時精算課税適用財産の明細書）
- 第11・11の2表の付表1（小規模宅地等についての課税価格の計算書） ○第13表（債務及び葬式費用の明細書）
- 第14表（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄付した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書）
- 第15表（相続財産の種類別価額表）
- 第15表（続）

そのほかに「相続税の更正の請求書」、「納税管理人届出書」、「納税管理人解任届出書」も電子申告で提出が可能であり、添付書類についてもPDF等のイメージデータにより提出することができます。

しかし、申告書第3表や第8の8表といった農地、非上場株式等の納税猶予に関する申告書及び相続税の修正申告書についてはe-taxによる提出はできないため、別途書面により提出する必要があります。

3. e-taxによる申告の利便性向上

e-taxで提出する場合には、申告書データに税理士の電子署名を付けてデータを送信することで、納税者本人の電子署名を省略することが可能となります。

書面提出の場合に必要な納税者の記名・押印がe-taxの場合には不要となるため、相続人等が多数いる場合（最大で9名分の申告書をまとめて送信できます）や相続人等が遠隔地に住んでいるような場合でも申告手続きをスムーズに行うことができます。

4. 電子化の流れ

令和2年分の所得税の確定申告から不動産所得などの「65万円の青色申告特別控除額」の適用要件として「e-taxによる申告又は電子帳簿保存」が追加されます。この要件を満たさない場合には控除額が55万円となりますので、電子申告の利用の有無により税負担にも差がでることとなります。

所得税や消費税の申告については電子申告を利用している人の割合は58.4%（平成30年度）に留まっていますが、国税庁も現在e-taxの普及定着に力を入れており、今後はより一層税務の電子化の流れは強まるものと思われます。